## 電離放射線障害防止規則(昭和 47 年労働省令第 41 号)第 56 条で定める 健康診断項目

|   | 検査項目                |
|---|---------------------|
| 1 | 被ばく歴の有無             |
|   | 被ばく歴を有する者に対しては、     |
|   | 作業の場所、              |
|   | 内容及び期間、             |
|   | 放射線障害の有無、           |
|   | 自覚症状の有無、            |
|   | その他放射線による被ばくに関する事項  |
| 2 | 白血球数の検査、            |
|   | 白血球百分率の検査           |
| 3 | 赤血球数の検査、            |
|   | 血色素量 又は ヘマトクリット値の検査 |
| 4 | 白内障に関する眼の検査         |
| 5 | 皮膚の検査               |